

第3回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
議事概要

◆日時 平成18年6月18日(日) 13:30~17:00

◆場所 上北山村振興センター(上北山村役場内)

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師(ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	阪口 博章 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
	松島 克典 主事
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
	野田 健司 自然保護委員長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)

奈良交通（株）	真子 義孝 課長
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	（ご欠席）
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発（株）	（ご欠席）
ワーク21かみきたやま	（ご欠席）

（以上敬称略）

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 //
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸広 自然保護官 木谷 昌史 自然保護官補佐 田中 綾子 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議 事

- (1) 西大台地区利用適正化計画（案）について
- (2) その他

◆議事概要（会議は公開で行われた）

○資料に基づき、西大台地区利用適正化計画（案）について事務局より説明。

○出席者からの主な指摘は以下の通り

- (1) 利用調整を行う区域について

・原案通り異議なく了承された

- (2) 対象とする期間について

・原案通り異議なく了承された

- (3) 利用人数の適正化の方法について

・1日あたりの上限と1団体あたりの上限の設定によって利用調整を行うという原案の基本的考
え方については、異議なく了承された。

- ・ 7月15～20日にも入山者が多いので、夏季についても繁忙期に入れるべきではないか。
- ・ 人数を設定することで、平日の利用者が増加するのではないか。また、大杉谷の復旧により、大台の利用者が増加することも想定に入れておく必要がある。
- ・ 1年分のデータしかないのに、曜日ごとの人数設定や、20人～25人かといったレベルの人数について設定するのは理不尽である。最初は1日の上限だけを100人等と決めて、次年度以降修正していけばよいのではないか。
- ・ 平日の上限を20～25人に絞り込むのには疑問を感じる。平日はもともと利用者が少ないのだから、上限を多く設定した方がよい。村としては一人でも多くの人に来てもらいたい。
- ・ 10時から12時の間に利用者が集中しているので、この時間帯がオーバーユースにならないように設定する必要がある。
- ・ 自然を休ませる意味で、「利用しない日」を設定することも考える必要がある。
- ・ 教育目的、公共的な目的などの入山については、上限の特例も考慮して欲しい。
- ・ 目的に関わらず、ルールの中で利用してもらうようにすべきである。
- ・ 利用者数の分析に関して、天気の影響が大きいので、台風などの天候の情報が欲しい。また3連休は繁忙期に設定するなどのきめ細かな分析をして欲しい。
- ・ 1グループあたりの上限人数については、ガイドの円滑な実施を踏まえて、7人とした方がよい。
- ・ 繁忙期以外の平日は、小型バス1台の定員に配慮して30人にしてはどうか。
- ・ 1日あたりの利用人数の上限については、繁忙期の土日祝日、繁忙期の平日および繁忙期以外の土日祝日、それ以外の平日の3段階を設定し、「100人、50人、25人」案と「80人、40人、25人」案の2案を基本として、利用対策部会で引き続き検討を行う。
- ・ 1グループあたり的人数については、原案通り10人とする。
- ・ 資料1、P.3、「認定基準や注意事項として定められるルール・・・」の記述については、「認定基準」、「注意事項」の定義が不明確なため、修正すること
- ・ 資料1、P.3、「設定人数については・・・協議会において年度ごと定める」の記述については、局長通達における協議会の定義に基づいて、「定める」ではなく「協議会で合意形成を図る」と修正すること

(4) 利用方法に関する規定について

1) 認定手続きについて

- ・ 認定済個票の取得・携行については、認定基準として位置づけないと、守らない人が多く出てくる懸念があるので、認定基準とすべきである。
- ・ 「一度違反した者については、入山申請を認めない」等の内規をつくり、注意事項の中にも明記する必要がある。
- ・ 毎週日曜日に入山するといった場合、申請はその都度行う必要があるのか？一括して申請が可能か？一括して申請できるようにして欲しい。
- ・ 一括申請を認めると、特定の団体による独占という問題が生じるので、その都度受け付けるべきである。
- ・ 小処からの通過登山者や時間外の利用者に対しては、事前レクチャーは不可能であるが、どのように対応するのか方針を出して欲しい。

- ・指定認定機関は経理を明確にするための法人またはNPOである必要があるのか？経理の監査は環境省が行うのか？
- ・10人で申請しても1回分の手数料でよいのか、一人ずつ払う必要があるのかで、金額が大きく異なってくる。この点については、あらかじめ明確にしておく必要があるのではないか。
- ・伯母峰峠園地の所にもう1ヶ所レクチャーの場を設けた方が、柔軟に運営できるのではないか。
- ・事務局側で、認定手続きの流れ、一括申請や団体に対する取り扱い、団体の料金に関する規定等の項目について修正案を作成し、利用対策部会に提出して検討を行うこと。

2) ガイド等の同行について

- ・「将来的にはガイドの同行を義務付ける」ことを文章として明記するべきであるという意見と、ガイド付でない入山も認めるべきとの両論があった。
- ・ガイド同行の義務付けについては、利用対策部会において継続して検討することとする。

(5) 管理運営体制について

1) 認定事務などについて

- ・上北山村としては、村内で指定認定機関を引き受けたい意向である。
- ・手数料は、認定の前に事前に徴収するのか？当選者のみから徴収するのが一般的ではないか。
- ・人数が上限に達しなかった場合、現地での当日受付も行って欲しい。
- ・人数枠が満員の場合、予定を他の日に変更できるように、ホームページなどで受付の状況が分かるようなシステムが必要である。
- ・団体等の場合、申請の結果が分かるのが1ヶ月前では困る。抽選ではなく、受付順にした方がよい。
- ・料金徴収の方法や当日受付の扱い等の指定認定機関への委託内容について事務局側で案を作成し、利用対策部会で検討を行うこと。
- ・委託の内容について利用対策部会で検討した上で、早急に指定認定機関の決定に向けた調整を進めること。

2) 巡視について

- ・環境省で、巡視の体制、関係者への協力の呼びかけ等について計画案を作成し、次回の利用対策部会に提出すること。

(6) モニタリングについて

- ・自然環境だけでなく、人の利用の動向についても調査項目に含めること、昔の西大台の自然や利用の実態についてヒアリング調査を行うこと、等の指摘があった。

○利用対策部会への協議会構成員の参加について

- ・利用人数の適正化の方法、利用方法に関する規定、管理運営体制の具体的な項目については、協議会構成員の参加を得て、利用対策部会において検討を行う。
- ・協議会構成員の参加は、オブザーバー等の位置づけではなく、発言権のある形式で行うこととし、具体的な参加形式については、環境省側で検討すること。